



南つくし野小学校  
父母の会 会則

保 存 版  
(卒業まで)

私たちは、子どもが毎日元気で学校に行き、勉強もわかり、  
学習やたくさんの友達との遊びを通じて、思いやりや考える力、  
やりとげる力を身につけてほしいと願っています。

子どもは、多くの友達や先生、地域の人達とのふれあいの中で  
人のぬくもりを感じて育っていきます。子どもが安全でのびのびと  
過ごし、遊べるような環境を整えて見守っていきましょう。

そのためには、親同士が助け合い、先生と協力していくことが  
大切です。そして、ひとりひとりの子どもが健やかに育つよう、  
みんなで、みんなの子どもたちのことを考えていきましょう。

子どもをとりまく大人たちのつながりは、すべての子どもたちを  
豊かに育てる力です。

# 会 則

## 〈 名称および事務所 〉

この会は、町田市立南つくし野小学校父母の会と称し、事務所を学校内に置くこととする。（所在地：東京都町田市南つくし野2丁目4-8）

## 〈 目 的 〉

父母の会は、父母が協力して先生方や地域の方と共に、南つくし野小学校の子どもたちの心身の健全な成長をはかるとともに、父母相互の親睦を深めることを目的とする。なお、父母の会活動に関しては、校長・副校長・主幹の先生が学校側の担当となる。

## 〈 活動内容 〉

- ①学年・学級の活動に関すること。
- ②父母の会主催の全体行事に関すること。
- ③学校行事等への参加、協力。
- ④町田市青少年健全育成つくし野地区委員会への参加（つくし野地区委員）
- ⑤その他、必要と認められる事項。

## 〈 会 員 〉

- ①会員は、南つくし野小学校に在籍する子どもの保護者とする。
- ②会員は、各クラスから別紙細則に従い委員を選出し、その活動に参加する。
- ③会員は、1家庭1票の議決権を有する。

## 〈 会 費 〉

- ①会員は、会費として1家庭1200円を年度（毎年、4月1日から3月31日までの12ヶ月をいう）始めに納めるものとする。  
なお、会費の納入について、次の特別措置を設ける。
  - ・転入の場合は、1学期中1200円、2学期中800円、3学期中400円とする。
  - ・転出の場合は返金しない。
  - ・5月末までに転出予定がある世帯は、その申し出により納付は免除される。
- ②会費の納入方法は、細則で定める。

## 〈 会 計 〉

- ①この会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入によってこれに充てる。
- ②この会の経費は、総会において議決された予算に基づいて運用される。

## 〈 会計監査 〉

- ①会計監査役は、決算の会計監査などを行う。
- ②会計監査役は、委員以外の2名とし、その任命は総会で承認される。
- ③会計監査役は、任期を1年とする。
- ④会計監査役は、他の委員を兼ねることができないものとする。

## 〈 総 会 〉

- ①総会は、全会員をもって構成される最高議決機関である。
- ②総会は、年度始めに開かれる。
- ③総会では、別紙細則に従い次の事項を行う。
  - ・ 予算、決算の審議決定
  - ・ 前年度の活動、及び新年度の活動計画の報告
  - ・ 運営委員及び会計監査役の承認
  - ・ 会則の改正
  - ・ その他、この会の目的達成のために必要な事項の審議・決定
- ④臨時総会は、代表が必要と認めた時、または会員の3分の1以上の申し出があった場合、開くことができる。
- ⑤総会・臨時総会は、委任状を含めて会員の2分の1以上の出席で成立し、議決は出席者（委任を含む）の過半数の賛成により決定される。

## 〈 委 員 〉

別紙細則で規定する方法により選出され、各委員会を構成し、その活動目的を遂行する。（各委員会については、細則を参照のこと。）

## 〈 全委員会 〉

- ①全委員会は、各クラスから選出された委員によって構成される。
- ②全委員会は、代表が必要と認めた時、開くことができる。

## 〈 執行委員会 〉

- ①執行委員会は、総会に次ぐ議決機関である。
- ②執行委員会は、各委員会間・学校との意見の交換の場となり、相互の理解を深め、保護者の意見を取り入れ父母の会の活動を推進していく中心となる。
- ③執行委員会は、運営委員、別紙細則で規定する各委員会委員長・副委員長、教職員によって構成される。
- ④社会情勢に応じて、その年の代表が必要と判断した回数を開催する事とする。
- ⑤臨時執行委員会は、代表が必要と認めた時、または構成員の4分の1以上の申し出があった場合開くことができる。
- ⑥執行委員会が開かれた後で、速やかに「執行委員会報告書」を発行する。
- ⑦執行委員会の定足数は、その構成員の3分の2以上とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
- ⑧執行委員会は、次の議決内容を審議・決定する。
  - ・総会から委任された事項に関する事。
  - ・活動の企画実施に関する事。
  - ・総会に提出する議案に関する事。
  - ・規定細則に関する事。
  - ・その他必要と認める事項。

## 〈 運営委員会 〉

- ①運営委員会は、別紙細則により選出された代表1名・副代表2名・会計2名・書記2名の運営委員によって構成される。
- ②各運営委員の役割は、別紙細則に従うものとする。
- ③運営委員会は、別紙細則に従い次の事項を行う。
  - ・執行委員会・全委員会の運営。
  - ・学校行事（卒業式・入学式など）への出席。
  - ・他校との交流を図る。
  - ・会計業務を行う。
  - ・父母の会活動の記録をとる。

## 〈 特別委員会 〉

特別委員会は、総会、または執行委員会で必要と認めた場合、設けることができる。

## 〈 細則および規定 〉

- ①この会の運営に関する必要な細則および規定は、会則に反しない範囲内で、執行委員会の議決を経て定める。
- ②細則および規定を制定または改正したときは、次期総会に報告することとする。

1991年 2月23日 制定

1992年 改訂  
(学級代表者会、総会、父母の会活動費、保険について)

1994年 6月25日 改訂  
(父母の会活動費変更について)

1995年 5月10日 改訂  
(父母の会活動費について、転入・転出の補則追加)

1996年 3月 改訂  
(地区対委員の追加)

2002年 3月 改訂  
(父母の会活動費について、転出の補則追加、地区対委員を地区委員に変更)

2006年 3月 全面改訂

2016年 4月 改訂  
(所在地の明記)

2020年 3月 改訂  
(安全パトロール委員会を見守り活動委員会へ名称を変更)

2022年 3月 改訂  
(執行委員会項目④、開催回数について)

2023年 3月 改訂  
(運営委員会項目①、書記の人数を2名から4名へ変更)

2026年 3月 改訂  
(運営委員会項目①、書記の人数を4名から2名へ変更)